

# 空き家のリフォーム・耐震補強・建て替え・引っ越しを支援します！！

## 移住推進等空き家利活用支援事業費補助金の概要

この事業は、市内の**空き家の有効活用**による、**市外からの移住及び定住の促進**を目的としています。

空き家を購入又は賃貸借して居住する**市外からの移住世帯**、または**市外からの移住世帯を受け入れる空き家の所有者**に対して、**空き家の改修等の費用の一部を補助**します。

### (1) 空き家とは？

この補助金の対象となる「空き家」とは、市内に存する一戸建ての住宅で、現に居住を目的とした使用がなされていないものをいいます。

※ただし、賃貸用、投機用、法人所有、又は新築後に居住の実態が全くないものを除きます。

### (2) 市外からの移住世帯とは？

この補助金の対象となる「市外からの移住世帯」とは、**平成28年4月1日以後に市外から本市へ転入**し、本市に住民登録をした者で構成する世帯をいいます。※ただし、本市に転入した日の前日から起算して過去3年間に本市に住民登録していた者を含む世帯は除きます。

### (3) 補助の対象者は？

補助の対象者は、以下の3つに区分されます。

- 【ア】 **空き家の購入者** 市外からの移住世帯に属し、自ら居住する又は建て替えて居住する目的で平成28年4月1日以後に、空き家を購入した又は購入する者
- 【イ】 **空き家の借り主** 市外からの移住世帯に属し、自ら居住する目的で、平成28年4月1日以後に、空き家の賃貸借契約を締結した又は締結する者
- 【ウ】 **空き家の貸し主** 自ら所有する空き家に移住世帯を居住させる目的で、平成28年4月1日以後に、空き家の賃貸借契約を締結した又は締結する空き家の所有者  
※法人及び宅地建物取引業を営む者を除く。

### (4) 補助の対象となる事業は？

補助の対象となる事業は、以下の4つに区分されます。

- 【A】 **リフォーム** . . . . . (【ア】【イ】【ウ】の方が申請可能です。)
- 【B】 **耐震補強** . . . . . (【ア】【イ】【ウ】の方が申請可能です。)
- 【C】 **建て替え** . . . . . (【ア】の方が申請可能です。)
- 【D】 **引っ越し** . . . . . (【ア】【イ】の方が申請可能です。)



### (5) 補助対象事業の要件

- ・未着手であること。
- ・平成30年2月28日までに完了すること。
- ・県内に住所がある個人事業者、又は県内に本店がある法人との請負契約であること。
- ・住宅リフォーム・耐震改修・定住促進・子育て世帯支援補助金を受けていないこと。
- ・申請する事業の内容について、他の補助金の交付を受けていないこと。
- ・空き家の売買又は賃貸借契約の相手方である者を含む世帯に、2親等以内の親族が含まれていないこと。

## (5) 補助金額の一覧表

補助区分		空き家の購入者	空き家の賃借者 (借主)	空き家の賃貸者 (貸主)	
若者世帯	リフォーム	市街化区域以外	経費の2/3 【80万円限度】	経費の1/2 【60万円限度】	経費の1/2 【60万円限度】
		市街化区域	経費の2/3 【60万円限度】	経費の1/2 【40万円限度】	経費の1/2 【40万円限度】
	耐震補強		経費の1/2 【40万円限度】		
	建て替え	市街化区域以外	120万円定額		
		市街化区域	100万円定額		
引越し		経費の2/3 【20万円限度】	経費の1/2 【10万円限度】		
上記以外	リフォーム	市街化区域以外	経費の1/3 【40万円限度】	経費の1/4 【30万円限度】	経費の1/4 【30万円限度】
		市街化区域	経費の1/3 【30万円限度】	経費の1/4 【20万円限度】	経費の1/4 【20万円限度】
	耐震補強		経費の1/3 【30万円限度】		
	建て替え	市街化区域以外	70万円定額		
		市街化区域	60万円定額		
引越し		経費の2/3 【20万円限度】	経費の1/2 【10万円限度】		

※この補助金の交付は、一空き家及び一申請者に対して、リフォーム、耐震補強、建て替え及び引越しを各1回限りとします。(ただし、「建て替え」との併用は「引越し」のみが可能)

## (6) 留意事項

市街化調整区域では、都市計画法に基づく許可が必要な場合があります。事前にご相談ください。

## (7) 住宅の処分等の制限

この事業による補助を受けた住宅は、補助金を受領した日から**5年間**は、補助金の目的に反した使用はできません。※「補助金の目的」=市外からの移住者が補助対象となった住宅に居住すること

## (8) 申請方法

以下の書類を揃えて、事業着手の2週間前までに市建設課へ提出してください。

- ①交付申請書(規則様式第1号) ②事業計画書(要綱様式第1号)
- ③補助対象経費の見積書の写し ④補助対象事業の図面 ⑤補助事業の対象部分の現況写真
- ⑥空き家の売買又は賃貸借に係る契約書の写し(契約前であれば、実績報告時に提出)
- ⑦納税証明書 ⑧承諾書(別紙) ⑨委任状(手続きを委任する場合)
- ⑩市外からの移住世帯の住民票謄本(申請時点のもの)

## (9) 実施戸数

約3戸 この事業は、予算の範囲内で実施します。

## (10) 問合せ先等

市建設課(☎023-654-1111 内線417)

※こちらに記載の内容は概要です。事業の詳細については、窓口にてご確認ください。

